

発議案第 1 号

鎌ヶ谷市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記議案を提出します。

令和7年3月14日

鎌ヶ谷市議会議会運営委員会

委員長 小 易 和 彦

副委員長 葛 山 繁 隆

委 員 伊 藤 仁

矢 崎 悟

河 内 一 朗

土 屋 裕 彦

勝 又 勝

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正により、同法第2条にマイナンバー機能を搭載したスマートフォンにより本人確認を可能とするための関係規定として第8項が新設され、以下の項番号が順次繰り下げられたことに対応するとともに、所要の規定の整備をしようとするものです。

鎌ヶ谷市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

鎌ヶ谷市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年3月鎌ヶ谷市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項ただし書中「。以下「情報公開条例」という。」を削り、同条第10項中「以下」を「第12条第5項において」に、「第2条第8項」を「第2条第9項」に改める。

第12条第5項中「及び第29条」を削り、同項の表第38条第1項第1号の項中「第2条第9項」を「第2条第10項」に改める。

第17条第1項各号列記以外の部分中「以下」を「第3項において」に改め、同条第2項第1号ア中「又は報酬、」を「若しくは報酬若しくは」に、「その他」を「又は」に改める。

第18条第1項中「議会の保有する」を削り、同条第2項中「この章において」及び「この章及び第48条において」を削る。

第27条第2項中「この章において」を削る。

第31条第2項中「この章及び第48条において」を削る。

第32条第3項中「この章において」を削る。

第38条第1項ただし書中「この章において」を削り、同条第2項中「この章及び第48条において」を削る。

第39条第3項中「この章において」を削る。

第47条中「第4章」を「前章」に改める。

第48条中「特定」の次に「に資する情報の提供」を加える。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

発議案第 2 号

鎌ヶ谷市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

上記議案を提出します。

令和7年3月14日

鎌ヶ谷市議会議会運営委員会

委員長 小 易 和 彦

副委員長 葛 山 繁 隆

委 員 伊 藤 仁

矢 崎 悟

河 内 一 朗

土 屋 裕 彦

勝 又 勝

提案理由

地方自治法の規定による議案の審査又は議会の運営に関し、協議又は調整を行うための場において、オンラインによる方法で会議等を開催することを可能とするため、所要の改正をしようとするものです。

鎌ヶ谷市議会会議規則の一部を改正する規則

鎌ヶ谷市議会会議規則（昭和49年鎌ヶ谷市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第163条中第4項を第6項に改め、第3項の次に次の2項を加える。

- 4 招集権者は、次に掲げる場合において、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）で協議等の場を開くことができる。
 - （1） 災害の発生、感染症のまん延防止その他やむを得ない事由により協議等の場を開催する場所へ構成員を招集することが困難な場合
 - （2） 育児、介護その他のやむを得ない事由により協議等の場を開催しようとする場所に参集することが困難である場合
 - （3） その他招集権者がオンラインによる方法により協議等の場の開催が適当と認める場合
- 5 前項の場合において、構成員は、オンラインによる方法で出席するときは、あらかじめ招集権者の許可を得なければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。